別表を次のように改める。

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	島牧郡島牧村字泊八三の二二	後志森林管理署永豊森林事務所	四級地	四級地
	中川郡中川町字安川三一の四	上川北部森林管理署佐久森林事務所		
	中川郡中川町字安川三一の四	上川北部森林管理署共和森林事務所		
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署振内森林事務所		
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署幌尻森林事務所		
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署貫気別森林事務所		
	幌泉郡えりも町字新浜二四七の一九	日高南部森林管理署えりも治山事業所		
	幌泉郡えりも町字新浜六一の一五	北海道地方環境事務所えりも自然保護官事務所		
	目梨郡羅臼町船見町一三六	根釧東部森林管理署羅臼森林事務所		
	目梨郡羅臼町船見町一三二	羅臼海上保安署		
	目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	釧路自然環境事務所羅臼自然保護官事務所		
	釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一	釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所	三級地	四級地
	石狩市浜益柏木二〇四	石狩森林管理署浜益森林事務所		
	勇払郡むかわ町穂別八三の一	胆振東部森林管理署穂別森林事務所		
	勇払郡むかわ町穂別八三の一	胆振東部森林管理署稲里森林事務所		
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署		
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日高森林事務所		
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日勝森林事務所		
	沙流郡日高町松風町二の二五一の四	室蘭開発建設部日高道路事務所		
	奥尻郡奥尻町字奥尻四四四	檜山森林管理署奥尻森林事務所	三級地	三級地
	上川郡上川町字層雲峡	旭川開発建設部旭川河川事務所大雪ダム管理支所		
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署占冠森林事務所		
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署双珠別森林事務所		
	礼文郡礼文町香深村字ヘウケトンナイ	宗谷森林管理署礼文森林事務所		
	利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九五の一	宗谷森林管理署利尻森林事務所		
	利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九五の一	宗谷森林管理署鴛泊治山事業所		
	天塩郡幌延町字幌延一五三の二	留萌開発建設部幌延河川事務所		
	沙流郡平取町字芽生八四の七	室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所		
	足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所		

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一　別表第一の二の表備考第二号に掲げる官署

二　前条第二号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

三　別表第二の二の表に掲げる官署

四　準特地官署（別表第二に掲げる官署を除く。）のうち人事院が定めるもの

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（新設）

一　前条各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

（新設）

二　準特地官署のうち人事院が定めるもの